東京都畜産振興総合対策事業費補助金交付要綱

６１労経農畜第８１６号
昭和６２年　６月１８日
最終改正　　２５産労農振第１７０１号
平成２６年　３月３１日

第１　趣　旨

知事は、畜産の安定的な発展と畜産経営の体質強化を図るため、東京都畜産振興総合対策事業実施要綱（昭和62年６月18日付61労経農畜第 816号。以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都畜産振興総合対策事業を実施する区市町村、農業協同組合及びその他農業関係団体に対し予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　補助対象

１　補助の対象とする事業の種類、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

２　暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第３　申請の手続

１　事業の実施に当たり、間接補助事業については区市町村が、それ以外の補助事業については実施要綱別表に掲げる事業実施主体が、当該年度の事業計画を作成し、知事の承認を受けるものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第１号）を、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

第４　補助金交付の決定

１　知事は、第３の２の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金交付を決定し、事業実施主体に通知する。

２　１の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

３　補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後１４日以内に申請の撤回をすることができる。

第５　承認事項

１　補助事業者が、次のいずれかに該当する場合、又は事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　間接補助事業者を変更しようとするとき。
(2)　事業費総額の２０パーセントを超えて変更しようとするとき。
(3)　設置施設又は機種及び設置場所を変更しようとするとき。
(4)　補助事業等に要する経費の配分の変更(別表に定める重要な変更以外の軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
(5)　補助事業の内容の変更（別表に定める重要な変更以外の軽微な変更を除く。）をするとき。
(6)　その他、知事が必要と認める事項を変更しようとするとき。

２　知事は、１の申請があった場合において必要と認めるときは、申請事項について修正を加え又は条件を付すことができる。

第６　種目間流用の禁止

別表に掲げる各種目ごとに交付した補助金は、各種目の間において相互に流用することができない。

第７　事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに事故報告書（別記様式第３号）を知事に提出しなければなない。

第８　遂行状況報告

補助事業者は、当該年度の11月30日現在の補助事業の遂行状況を、当該年度の12月15日までに遂行状況報告書(別記様式第４号）により知事に提出しなければならない。

第９　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（別記様式第５号）を知事に提出しなければならない。第６の規定による事業の廃止につき知事の承認を得た場合も同様とする。

第10　補助金の額の確定

知事は、第９の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは､交付すべき補助金の額を確定し､補助事業者に通知する。

第11　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

１　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第６号により知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第12　補助金の請求

１　補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第７号）を知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

第13　補助金の概算払

１　知事は、事業の遂行に当たって必要があると認めたときは、第13の規定にかかわらず補助金の全部又は一部を概算払することができる。

２　補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第８号）を知事に提出しなければばらない。

３　補助事業者は、概算払を受けた場合にあっては概算払精算書（別記様式第９号）を知事に提出しなければならない。

４　肉用子牛価格安定対策事業にあっては、概算払は四半期ごとに行い、毎回の精算を省略し一括して精算することができるものとする。

第14　決定の取消し

１　知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

(4)　その他交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２　１の規定は、第10の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第15　補助金の返還

１　知事は、第14の規定により交付の決定を取り消した場合においては、補助事業者に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　知事は、第10の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第16　違約加算金及び延滞金

１　補助事業者は、第14の規定により交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき、年10.95パーセン トの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。１及び２に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とする。

第17　違約加算金及び延滞金の計算

１　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における第15の１の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該

返還を命ぜられた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

２　第16の１の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金はまず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

３　第16の２の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第18　他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第19　財産処分の制限

補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間を経過した場合は、この限りでない。

第20　帳簿の整理保存

補助事業者は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に係る事項を明らかにする書類及び帳簿を、事業の終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第１０号）及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、昭和63年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成１０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成11年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成12年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成13年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成14年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

別 表（その1）

事　業　種　類 事　業　種　目 事　業　項　目	補助対象経費	補助率	重要な変更		備　考
			経費の配分の変更	事業の内容の変更	
東京都畜産振興総合対策事業			各項目別の経費の補助金額の配分を 20%を超えて変更		
1　畜産振興総合対策					
（1）畜産物価格安定対策					
① 牛乳乳製品生産流通対策 生乳需給調整推進指導	東京都酪農業協同組合が実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)生乳計画生産の推進及び酪農経営実態調査に要する経費 (2)乳質基準等改善対策及び現地指導に要する経費	１／２以内			

別表（その２）

事業種類 事業種目 事業項目	補助対象経費	補助率	重要な変更 経費の配分の変更	重要な変更 事業の内容の変更	備考
② 肉用子牛価格安定対策事業	公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費	生産者積立金の１／４以内			
ア肉用子牛生産者積立金助成	(1)肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者積立金の助成に要する経費（１月から１２月までの個体登録牛分）	１０／１０以内			
イ公益財団法人嘱託員雇用	公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1)公益財団法人嘱託員の雇用に要する経費 ① 給料 ② 通勤手当 ③ 福利厚生費 ④ 健康診断費等 ただし、公益財団法人嘱託員に欠員が生じた場合、臨時的職員の雇用に要する経費。				

別表（その３）

事業種類 事業種目 事業項目	補助対象経費	補助率	重要な変更		備考
			経費の配分の変更	事業の内容の変更	
（２）高品質畜産物普及定着事業					
① 飼養管理高度化対策 ア 乳用牛改良増殖対策 ｉ 乳用牛群検定普及定着化	東京都牛群検定組合が実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 能力検定の実施に要する経費 (2) 検定記録の収集に要する経費	４／１０以内			
ii 乳用種雄牛後代検定推進	東京都牛群検定組合が実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 後代検定の調査指導等に要する経費	１／２以内			
② 家畜共進会	全日本ﾎﾙｽﾀｲﾝ共進会及び全日本ｼﾞｬｰｼﾞｰ共進会への牛の出品に要する経費	１／２以内			

別表（その４）

事　業　種　類 事　業　種　目 事　業　項　目	補助対象経費	補助率	重要な変更		備　考
			経費の配分の変更	事業の内容の変更	
（３）酪農ヘルパー事業円滑化対策					
①酪農ヘルパーの利用促進	東京都酪農ヘルパー利用組合の組合員が実施要綱に基づいて酪農ヘルパーを利用するために要する経費	１／２以内			
②酪農ヘルパーの派遣調整	東京都酪農ヘルパー利用組合の酪農ヘルパーの派遣調整に要する次に掲げる経費 (1)賃金 (2)消耗品費	１／２以内			